農業施策及び地域経済の振興について

(新潟県市長会)

大都市圏と地方の均衡ある発展を図り、地域経済の振興と活性化を図るため、国においては、次の事項について積極的かつ迅速な措置を講じられるよう強く要望する。

1 農林水産業振興施策の充実について

- (1) 農業生産基盤整備等を計画的に推進するため、農業農村整備に係る諸施策の所要額を確保すること。
- (2) 農地の集積・集約を一層推進するため、農地中間管理機構関連農地整備事業について、確実に予算を確保すること。
- (3) 日本型直接支払制度について、地域の実情に応じた取組を推進できるよう拡充や豪雪地域等の実情に応じた加算措置を講じるとともに、十分な予算を確保すること。
- (4) 水田活用の直接支払交付金について、速やかに法制化したうえで、支援水準の維持・拡大に必要な予算を確保すること。
 - また、令和4年度からの制度見直しが行われた同交付金の運用に当たっては、 生産現場の課題を十分に踏まえ、実態に即した適切な対応を行うこと。
- (5) 過疎・豪雪等の地域要件該当により既に補助率の嵩上げを受けている地域であっても、棚田地域振興法に基づく指定棚田地域の認定を受けることで、棚田を核とした一層の地域振興が図られるよう、支援策を拡充すること。
- (6) やむを得ず農用地区域内において開発を行う場合や農業用排水施設の長寿命 化のための補修・更新をする場合等、地域の実情に応じて農振除外に係る要件を 弾力的に適用するとともに、農業振興地域の変更の権限を都市自治体に移譲する こと。
- (7) 大規模農業に適した平地のポテンシャルを活かし、農業の国際競争力を強化するため、用排水機能の維持経費等への支援など、低平地農業地域に対する財政支援制度を創設すること。
- (8) ため池総合整備工事により全ての防災重点農業用ため池の整備促進を図るため、 採択要件の緩和など、財政支援を拡充すること。
- (9) 中国向けの米の輸出量を拡大するため、日本海側に中国向けの米の輸出指定登録施設を設置するとともに、米加工品をはじめとする食品の輸入規制撤廃を働きかけること。
- (10) 産地交付金について、米の需給調整や農業所得向上の取組を推進できるよう、 必要な予算を確保するとともに、消費喚起策や新規需要創出など、米価下落への 対策を講じること。

- (11) 中山間地域での営農継続に向け、鳥獣被害防止総合対策交付金について、十分な予算を確保するとともに、地域の実情を踏まえた採択要件に見直すこと。 また、個体数管理を強化するため、有害鳥獣の捕獲に従事する専門職員等の人件費に対して財政支援を講じること。
- (12) 有害鳥獣による農業用施設の破損等が激増し、農業経営に甚大な被害をもたらしているため、被害を受けた農業施設復旧に係る財政支援を拡充すること。
- (13) 市街地での有害鳥獣の出没が増加する中、被害防止を目的とした発砲許可、市町村の責務とした有害鳥獣の捕獲など、有害鳥獣対策に係る法的規制の問題点を精査し、改善を図ること。

また、有害鳥獣の捕獲に係る機材購入や人材育成等の活動費に対して財政支援すること。

- (14) 農林水産部門における行政手続のオンライン化を推進するため、農業者等への 周知や技術的指導等を行うとともに、農業者等はもとより、地方公共団体にとっ て利便性の向上や事務作業の省力化等に資するよう必要な措置を講じること。
- (15) 漁業の担い手確保に資する新規漁業就業者総合支援事業について、十分な予算を確保すること。
- (16) 森林環境譲与税について、人口減少に影響されず、永続的に森林整備を推進するため、より私有人工林面積に応じた配分となるよう、譲与基準を見直すこと。
- (17) 国産材利用を推進するため、CLT(直交集成板)の普及に係る支援措置を 講じること。
- (18) 肥料、飼料や燃料等の農業生産資材費の高騰に対し、農業生産等が維持できるよう、必要な対策を早急に講じるとともに、農業生産に不可欠な肥料の高騰に対するセーフティーネット制度を創設すること。

2 エネルギー政策の推進について

- (1) 原子力災害対策重点区域内の全地域を原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業の交付対象とすること。
- (2) 公共施設への太陽光発電設備の設置については、活用しやすい制度の創設や、 地域の実態に沿った財政措置の拡充など、公共施設における太陽光発電の導入が 推進されるよう、支援制度を拡充すること。
- (3) 脱炭素社会の実現に向けて精力的に取り組む都市自治体の意欲をそぐことがないよう、国庫補助制度による積極的な財政支援を講じるとともに、ゼロカーボンシティが自ら創意工夫を凝らして行う取組について、十分な地方財政措置を講じること。

3 地域経済の活性化について

- (1) 新たな地域経済の担い手を創出するため、未来を見据えた新しいビジネスに挑戦する起業家を後押しするための補助制度を創設すること。
- (2) 商店街のアーケード等の共同施設を今後も適切な形で維持管理できるよう、商店街団体が活用しやすい支援策や地域特性を十分考慮した支援制度を創設すること。

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響で経営難に陥っている事業者に対する雇用 調整助成金について、地域経済の回復が見込まれるまでの間、特例措置を延長す ること。

また、事業再構築補助金や税制措置の継続など、引き続き、事業継続に向けた実効性のある支援策を講じること。

- (4) 新型コロナウイルス感染症による社会経済活動の長期停滞に加え、原材料価格等の高騰により、経営環境が更に厳しい事業者へ国による経済対策を継続するとともに、地方自治体独自の経済対策に対して財政支援すること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の影響により中小企業等は依然として厳しい経営 状況が続いていることから、民間金融機関による実質無利子・無担保融資の据置 期間終了後における返済条件変更の緩和など、柔軟な資金繰り支援を講じること。 また、中小企業等の事業再生に向けた計画づくりに対し、金融機関等と連携し た支援策を講じること。
- (6) 適格請求書等保存方式 (インボイス制度) の導入に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響により事業者への制度説明が十分に行われていないなどの現状を踏まえ、事業者の実情に応じた柔軟な対応を行うこと。
- (7) 世界的な原油価格の高騰よる国民生活や企業活動への影響を最小限に抑える ためにも、迅速に効果的な原油・原材料価格抑制策を講じること。 また、「トリガー条項」凍結解除となった場合には、地方自治体の減収分の全 額を財政措置すること。
- (8) 新型コロナウイルス感染症の長期化に加え、原材料価格等の高騰により、事業者の経営状況が更に悪化していることから、資金繰り支援や適正な価格転嫁に関する指導等を行うなど、早急に物価高騰を抑制する対策や中小企業が事業を継続し、地域経済が早期に回復するための対策を講じること。
- (9) 新電力会社の倒産や新規顧客の受入停止により中小企業をはじめとする消費者が電力の急激な高騰とコスト増加を余儀なくされていることから、国による新たなセーフティーネットを構築するとともに、電力消費者に対する緊急支援策を講じること。